

岩手県高等学校文化連盟旅費規程

(趣旨)

第1条 この規定は岩手県高等学校文化連盟会計規定第2条により、旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 岩手県高等学校文化連盟加盟校の職員（以下、「加盟校職員」という。）が岩手県高等学校文化連盟（以下、「県高文連」という。）の主催する事業を遂行するために旅行する場合には、当該加盟校職員に対し、旅費を支給する。

2 前項の規定に関わらず、加盟校職員が県高文連の主催する大会（以下、「主催大会」という。）等に、参加生徒を引率する業務を兼ねて従事する場合には、旅費を支給しない。

3 加盟校職員以外の者が、県高文連の依頼に応じ、県高文連の主催する事業の遂行を補助するために旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、交通費、現地経費、宿泊料とする。

(交通費)

第4条 交通費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とし、旅行の経路に応じて、次の各号に定めるところにより実費相当額を支給する。

(1) 鉄道賃は、加盟校職員が所属する学校（以下、「加盟校」という。）の最寄り駅から用務地の最寄り駅までの運賃実費を支給する。

(2) 船賃は、水路旅行について、路程に応じ船賃実費を支給する。

(3) 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ支給するものとし、その額は現に支払った額とする。

(4) 加盟校又は用務地から最寄り駅までの陸路距離が相当程度と認められる場合に限り、陸路旅行について、路程に応じ車賃を支給することができる。その額は岩手県職員の例による。

(現地経費)

第5条 現地経費は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給するものとし、その額は次のとおりとする。

(1) 旅行の用務地が県内である場合には、1,500円を支給する。

(2) 旅行の用務地が県外である場合には、甲地方（東京23区、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市）につ

いては2,900円、乙地方（甲地方にあげた以外の地域）については2,200円を支給する。

2 前項の規定に関わらず、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する額に調整する。

（1） 行程40キロメートル未満の旅行（※2）であって、用務地が県内のものについては、支給しない。

（2） 用務が主催大会であって、昼食が支給される場合は、前項の各号に規定する額の2分の1に相当する額。

（3） 公用車等（※2）のみを利用して旅行する場合は、前項の各号の規定する額の2分の1に相当する額。

（宿泊料）

第6条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜あたりの定額により支給するものとし、その額は、甲地方（東京23区、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市）については10,900円、乙地方（甲地方にあげた以外の地域）については9,800円とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する宿泊料を支給する。

（1） 旅行者が自己所有の空き家、配偶者宅等に宿泊する場合には、宿泊料は支給しない。

（2） 主催大会に関する業務に従事する場合等で、大会主催者等により宿泊料が定められている場合には、当該実費額を支給する。

3 主催大会等に関する業務に従事する場合で、県高文連会長が必要と認めた者に対しては、宿泊料を支給することができる。

（準用）

第7条 この規定に定める事項以外については、岩手県職員の例による。

附則

- 1 この規定は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規定は、平成18年4月21日から施行する。
- 3 この規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 4 この規定は、平成29年4月1日から施行する。

（補足）

※1 1日の行程（日帰りの場合は往復分）のキロ数

※2 「公用車等」は、私用車の公務上使用承認を受けた場合を含む

別表1 (規約第9条第2項関係)

支 部 名 学校名

1 盛岡支部

盛岡第一、盛岡第二、盛岡第三、盛岡第四、盛岡北、盛岡南、不来方、杜陵定時制、杜陵通信制、NHK 杜陵、盛岡農業、盛岡工業、盛岡工業定時制、盛岡商業、雫石、紫波総合、平館、盛岡視覚支援、盛岡聴覚支援、盛岡みたけ支援、盛岡となん支援、盛岡青松支援、盛岡峰南高等支援、盛岡市立、岩手、岩手女子、盛岡白百合学園、江南義塾盛岡、盛岡誠桜、盛大附属、盛岡スコール、盛岡中央、岩大附属特別支援

2 花巻支部

花巻北、花巻南、花巻農業、花北青雲、大迫、遠野、遠野緑峰、花巻清風支援、花巻東

3 北上支部

黒沢尻北、北上翔南、黒沢尻工業、西和賀、専大北上

4 奥州支部

水沢、水沢農業、水沢工業、水沢商業、前沢、金ヶ崎、岩谷堂、前沢明峰支援、水沢第一、杜陵奥州校定時制、杜陵奥州校通信制

5 一関支部

一関第一、一関第一定時制、一関第二、一関工業、花泉、一関清明支援、一関学院、一関学院通信制、一関修紅、一関高専、大東、千厩

6 気仙支部

高田、大船渡、大船渡定時制、大船渡東、住田、気仙光陵支援

7 釜石支部

釜石、釜石定時制、釜石商工、大槌、釜石祥雲支援

8 宮古支部

山田、宮古、宮古定時制、宮古北、宮古工業、宮古商業、宮古水産、岩泉、宮古恵風支援、(杜陵通信制宮古分室)

9 久慈支部

久慈、久慈長内校、久慈東、久慈工業、種市、大野、久慈拓陽支援

10 二戸支部

沼宮内、葛巻、軽米、伊保内、福岡、福岡定時制、福岡工業、一戸

別表2 (規約第9条第3項関係)

専 門 部

- | | | | | |
|--------------|----------|----------------------|---------|--------|
| 1 書 道 | 2 美術工芸 | 3 合 唱 | 4 吹 奏 楽 | 5 演 劇 |
| 6 文 芸 | 7 囲 碁 | 8 将 棋 | 9 器 楽 | 10 写 真 |
| 11 放 送 | 12 郷土芸能 | 13 新 聞 | 14 自然科学 | 15 英 語 |
| 16 日本音楽 | 17 国際理解 | 18 マーチングバンド・バトントワリング | | |
| 19 小倉百人一首かるた | 20 軽 音 楽 | | | |